

調査役	課長代理	係長	係

保険料口座振替納付（変更）申出書

関東ITソフトウェア健康保険組合
理事長 殿

令和 年 月 日

1. 指定銀行 ○をお付けください。

登録可能金融機関	銀行コード
☐ みずほ銀行	0 0 0 1
☐ 三菱UFJ銀行	0 0 0 5
☐ 三井住友銀行	0 0 0 9
☐ りそな銀行	0 0 1 0
☐ 埼玉りそな銀行	0 0 1 7
☐ 三井住友信託銀行	0 2 9 4

事業所記号 右づめ

事業所所在地

事業所名称

事業主名

金融機関の確認印 (銀行担当者押印欄)

← 口座振替を希望する金融機関へ提出して確認印を受けてください。

健康保険料を預金口座振替納付することについて、金融機関の承諾を得ましたので、
納入告知書を下記のとおり送付してください。
記

2. 指定口座

取 引 支 店					支店番号		支 店 所 在 地							
種目	口 座 番 号					右づめ		預 金 口 座 名 義						
							フリガナ							

3. 振替日 毎月末日（当日が土・日・祝日に当たるときはその翌営業日）

※提出された時期により振替開始（変更）月が異なりますので、毎月18日発送の納入告知額通知書
で振替口座をご確認ください。

令和 年 月 日

登録可能金融機関	
	みずほ銀行
	三菱UFJ銀行
	三井住友銀行
	りそな銀行
	埼玉りそな銀行
	三井住友信託銀行

--	--	--	--	--

御中

事業主名

記

- ## 2. 指定口座

取 引 支 店							支店番号		支 店 所 在 地				
種目	口 座 番 号 右づめ						預 金 口 座 名 義						
							フリガナ						

※提出された時期により振替開始（変更）月が異なりますので、毎月18日発送の納入告知額通知書で振替口座をご確認ください。

銀行使用欄

銀行届出印

保険料口座振替納付（変更）申出書（控）
保険料預金口座振替依頼書（控）

令和 年 月 日

1. 指定銀行

登録可能金融機関	
	みずほ銀行
	三菱UFJ銀行
	三井住友銀行
	りそな銀行
	埼玉りそな銀行
	三井住友信託銀行

事業所記号

--	--	--	--	--

右づめ

事業所所在地

--

事業所名称

--

事業主名

--

2. 指定口座

取 引 支 店						支店番号		支 店 所 在 地													
種目		口 座 番 号 右づめ						預 金 口 座 名 義													
								フリガナ													

3. 振替日 毎月末日（当日が土・日・祝日に当たるときはその翌営業日）

※提出された時期により振替開始（変更）月が異なりますので、毎月18日発送の納入告知額通知書で振替口座をご確認ください。

調査役	課長代理	係長	係

【例】

保険料口座振替納付（変更）申出書

関東ITソフトウェア健康保険組合
理事長 殿

令和 3 年 5 月 1 日

1. 指定銀行 ○をお付けください。

登録可能金融機関	銀行コード
☒ みずほ銀行	0 0 0 1
☐ 三菱UFJ銀行	0 0 0 5
☐ 三井住友銀行	0 0 0 9
☐ りそな銀行	0 0 1 0
☐ 埼玉りそな銀行	0 0 1 7
☐ 三井住友信託銀行	0 2 9 4

事業所記号 右づめ

事業所所在地 東京都新宿区〇〇〇〇3-2-1 △△ビル3階

事業所名称 株式会社 関東IT・ソフトウェア・健康保険組合

事業主名 代表取締役 健保 太郎

金融機関の確認印 (銀行担当者押印欄)
銀行からの確認印が 必要です。

2枚目の右下に銀行届出印
を押印してください。

← 口座振替を希望する金融機関へ提出して確認印を受けてください。

健康保険料を預金口座振替納付することについて、金融機関の承諾を得ましたので、
納入告知書を下記のとおり送付してください。

記

2. 指定口座

本店か支店か選んでください。

取 引 支 店				支店番号		支 店 所 在 地					
〇〇〇				支店		〇	〇	〇	東京都港区〇〇〇〇1-2-3		
種目	口 座 番 号 右づめ						預 金 口 座 名 義				
①普通	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	フリガナ カブシキガイシャ カントウアイエイ.ソフトウェア.ケンコウホクンミアイ			
								株式会社 関東IT・ソフトウェア.健康保険組合			

3. 振替日 毎月末日（当日が土・日・祝日に当たるときはその翌営業日）

※提出された時期により振替開始（変更）月が異なりますので、毎月18日発送の納入告知額通知書
で振替口座をご確認ください。